

静岡県告示第73号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和2年2月12日から2週間沼津土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年2月12日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
須走小山線	駿東郡小山町用沢字大宗り1443番の72から 駿東郡小山町用沢字萩窪1441番の35まで	令和2年2月12日